

緊急時モニタリング計画 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1 目的</p> <p>（1） 緊急時モニタリングの目的</p> <p>（2） 緊急時モニタリング計画の目的</p> <p>2 基本的事項</p> <p>（1） 基本方針</p> <p>（2） 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係</p> <p>（3） 「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」の作成</p> <p>3 緊急時モニタリング等の実施体制</p> <p>（1） 緊急事態区分ごとの緊急時モニタリング等の体制</p> <p>（2） 「愛媛県モニタリング本部」の設置</p> <p>（3） 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制</p> <p>4 緊急時モニタリング等の体制の整備</p> <p>（1） 愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員の動員体制の整備</p> <p>（2） モニタリング資機材等の整備・維持管理</p> <p>（3） 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備</p> <p>（4） 平常時における環境放射線モニタリングの実施</p> <p>（5） 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>5 協力要請</p> <p>（1） 愛媛県内の市町に対する協力要請</p> <p>（2） 海洋モニタリング及び航空機モニタリングの協議</p> <p>6 緊急時等における対応</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1 目的</p> <p>（1） 緊急時モニタリングの目的</p> <p>（2） 緊急時モニタリング計画の目的</p> <p>2 基本的事項</p> <p>（1） 基本方針</p> <p>（2） 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係</p> <p>（3） 「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」の作成</p> <p>3 緊急時モニタリング等の実施体制</p> <p>（1） 緊急事態区分ごとの緊急時モニタリング等の体制</p> <p>（2） 「愛媛県モニタリング本部」の設置</p> <p>（3） 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制</p> <p>4 緊急時モニタリング等の体制の整備</p> <p>（1） 愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員の動員体制の整備</p> <p>（2） モニタリング資機材等の整備・維持管理</p> <p>（3） 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備</p> <p>（4） 平常時における環境放射線モニタリングの実施</p> <p>（5） 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>5 協力要請</p> <p>（1） 愛媛県内の市町に対する協力要請</p> <p>（2） 海洋モニタリング及び航空機モニタリングの協議</p> <p>6 緊急時等における対応</p>	

<p>(1) 情報収集事態における対応</p> <p>(2) 警戒事態における対応</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p>(4) 全面緊急事態における対応</p> <p>(5) 中期モニタリング</p> <p>(6) 復旧期モニタリング</p> <p>7 モニタリング結果の確認及び公表</p> <p>(1) モニタリング結果の妥当性の確認</p> <p>(2) モニタリング結果の公表</p> <p>8 EMC構成要員の被ばく管理等</p> <p>(1) EMC構成要員の安全確保</p> <p>(2) 被ばく管理</p> <p>(3) 被ばく管理基準</p> <p>(4) EMC構成要員の防護措置</p> <p>9 その他</p> <p>(別添)</p> <p>1 緊急時モニタリング体制の全体図</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態</p> <p>(2) 全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）</p> <p>(3) 全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）</p> <p>2 緊急時モニタリング等の体制</p> <p>3 EMCの構成図</p>	<p>(1) 情報収集事態における対応</p> <p>(2) 警戒事態における対応</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p>(4) 全面緊急事態における対応</p> <p>(5) 中期モニタリング</p> <p>(6) 復旧期モニタリング</p> <p>7 モニタリング結果の確認及び公表</p> <p>(1) モニタリング結果の妥当性の確認</p> <p>(2) モニタリング結果の公表</p> <p>8 EMC構成要員の被ばく管理等</p> <p>(1) EMC構成要員の安全確保</p> <p>(2) 被ばく管理</p> <p>(3) 被ばく管理基準</p> <p>(4) EMC構成要員の防護措置</p> <p>9 その他</p> <p>(別添)</p> <p>1 緊急時モニタリング体制の全体図</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態</p> <p>(2) 全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）</p> <p>(3) 全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）</p> <p>2 緊急時モニタリング等の体制</p> <p>3 EMCの構成図</p>	
--	--	--

<p>1 目的</p> <p>(1) 緊急時モニタリングの目的</p> <p>緊急時モニタリングは、「原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集」、「運用上の介入レベル（O I L :Operational Intervention Level（以下「O I L」という。）」に基づく防護措置の実施の判断材料の提供」及び「原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供」を目的とする。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング計画の目的</p> <p>この計画は、愛媛県が、「原子力災害対策指針」、「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）」等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリングに関する基本的事項及び緊急時モニタリング体制の整備等について定めたものであり、愛媛県が国の統括の下、関係機関と連携して実施する緊急時モニタリングの迅速かつ効率的な遂行に資することを目的とする。（別添1参照：緊急時モニタリング体制の全体図）</p> <p>国は、緊急時に直ちにこの「緊急時モニタリング計画」を参照し、事故の状況に応じた具体的な実施項目や実施主体等の項目を記載した「緊急時モニタリング実施計画」を策定する。また、国は、そのために必要な情報収集等の準備を行うとともに、「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの初動対応や、緊急時モニタリングの広域化及び長期化に備えた要員及び資機材の動員計画をあらかじめ定める。</p>	<p>1 目的</p> <p>(1) 緊急時モニタリングの目的</p> <p>緊急時モニタリングは、「原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集」、「運用上の介入レベル（O I L :Operational Intervention Level（以下「O I L」という。）」に基づく防護措置の実施の判断材料の提供」及び「原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供」を目的とする。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング計画の目的</p> <p>この計画は、愛媛県が、「原子力災害対策指針」、「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）」等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリングに関する基本的事項及び緊急時モニタリング体制の整備等について定めたものであり、愛媛県が国の統括の下、関係機関と連携して実施する緊急時モニタリングの迅速かつ効率的な遂行に資することを目的とする。（別添1参照：緊急時モニタリング体制の全体図）</p> <p>国は、緊急時に直ちにこの「緊急時モニタリング計画」を参照し、事故の状況に応じた具体的な実施項目や実施主体等の項目を記載した「緊急時モニタリング実施計画」を策定する。また、国は、そのために必要な情報収集等の準備を行うとともに、「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの初動対応や、緊急時モニタリングの広域化及び長期化に備えた要員及び資機材の動員計画をあらかじめ定める。</p>	
---	---	--

<p>2 基本的事項</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>原子力災害対策指針で定める「警戒事態」において、愛媛県は、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行うため、「愛媛県モニタリング本部」を設置する。愛媛県は、国が行う緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Radiological Monitoring Center（以下「EMC」という。）」の立上げ準備に協力しつつ、並行して環境放射線モニタリングを実施する。</p> <p>原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」において、国が設置するEMCに、愛媛県、<u>予防的防護措置を準備する区域</u>（PAZ：Precautionary Action Zone（以下「PAZ」という。）」及び<u>緊急防護措置を準備する区域</u>（UPZ：Urgent Protective action planning Zone（以下「UPZ」という。）」に係る伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町（以下「重点市町」という。）、山口県、四国電力株式会社並びに関係指定公共機関は参画する。愛媛県は、国の統括の下でEMCの構成員としてEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>原子力災害対策指針で定める「全面緊急事態」においては、「施設敷地緊急事態」における体制と同様の体制を継続する。</p> <p>なお、UPZを有する山口県と連携を図るものとする。</p> <p>(2) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係</p> <p>本計画は、愛媛県の緊急時モニタリング体制及びその整備、協力要請、緊急時の対応、モニタリング結果の確認及び公表、EM</p>	<p>2 基本的事項</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>原子力災害対策指針で定める「警戒事態」において、愛媛県は、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行うため、「愛媛県モニタリング本部」を設置する。愛媛県は、国が行う緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Radiological Monitoring Center（以下「EMC」という。）」の立上げ準備に協力しつつ、並行して環境放射線モニタリングを実施する。</p> <p>原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」において、国が設置するEMCに、愛媛県、予防的防護措置準備区域（PAZ：Precautionary Action Zone（以下「PAZ」という。）」及び緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone（以下「UPZ」という。）」に係る伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町（以下「重点市町」という。）、山口県、四国電力株式会社並びに関係指定公共機関は参画する。愛媛県は、国の統括の下でEMCの構成員としてEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>原子力災害対策指針で定める「全面緊急事態」においては、「施設敷地緊急事態」における体制と同様の体制を継続する。</p> <p>なお、UPZを有する山口県と連携を図るものとする。</p> <p>(2) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係</p> <p>本計画は、愛媛県の緊急時モニタリング体制及びその整備、協力要請、緊急時の対応、モニタリング結果の確認及び公表、EM</p>	<p>地域防災計画に合わせた修正</p> <p>地域防災計画に合わせた修正</p>
---	--	---

C構成要員の被ばく管理等並びにその他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものである。一方、「緊急時モニタリング実施計画」は、原子力災害対策指針及びその関係資料、本計画並びに山口県の「緊急時モニタリング計画」等を参照して、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等について定めるものである。

「緊急時モニタリング実施計画」は、施設敷地緊急事態に至った際には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「原子力事故合同対策本部」という。）又は全面緊急事態に至った際には、政府の原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）が策定する。なお、EMCは、事故の進展等に応じて必要が生じた場合には、同実施計画の改訂を提案するものとする。

(3)「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」の作成

愛媛県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法を規定した「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」を作成する。

3 緊急時モニタリング等の実施体制

(1) 緊急事態区分ごとの緊急時モニタリング等の体制

愛媛県は、緊急時モニタリング等の体制を原子力災害対策指針及び防災基本計画に示されている緊急事態区分ごとに定める。

(別添2参照：緊急時モニタリング等の体制)

C構成要員の被ばく管理等並びにその他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものである。一方、「緊急時モニタリング実施計画」は、原子力災害対策指針及びその関係資料、本計画並びに山口県の「緊急時モニタリング計画」等を参照して、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等について定めるものである。

「緊急時モニタリング実施計画」は、施設敷地緊急事態に至った際には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「原子力事故合同対策本部」という。）又は全面緊急事態に至った際には、政府の原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）が策定する。なお、EMCは、事故の進展等に応じて必要が生じた場合には、同実施計画の改訂を提案するものとする。

(3)「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」の作成

愛媛県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法を規定した「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」を作成する。

3 緊急時モニタリング等の実施体制

(1) 緊急事態区分ごとの緊急時モニタリング等の体制

愛媛県は、緊急時モニタリング等の体制を原子力災害対策指針及び防災基本計画に示されている緊急事態区分ごとに別表1の

とおり定める。(別添2参照：緊急時モニタリング等の体制)

誤記の訂正

<p>(2)「愛媛県モニタリング本部」の設置</p> <p>警戒事態発生後、愛媛県は原子力センターに「愛媛県モニタリング本部」を設置する。</p> <p>愛媛県モニタリング本部は、以下の機関の職員により構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 愛媛県 ② 伊方町 ③ 八幡浜市 ④ 四国電力株式会社 <p>愛媛県モニタリング本部は、EMC設置時にEMCに再編されるものとする。</p> <p>なお、EMCの設置には至らず、緊急時モニタリングの必要性がなくなったと判断されたときは、愛媛県モニタリング本部を廃止する。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制</p> <p>ア 施設敷地緊急事態に至った際に、国は、オフサイトセンター（以下「OFC」という。）及び愛媛県原子力センター等にEMCを設置する。</p> <p>EMCは以下の機関の職員により構成する。（別添3参照：EMCの構成図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国 ② 愛媛県 ③ 重点市町 ④ 山口県 ⑤ 四国電力株式会社 	<p>(2)「愛媛県モニタリング本部」の設置</p> <p>警戒事態発生後、愛媛県は原子力センターに「愛媛県モニタリング本部」を設置する。</p> <p>愛媛県モニタリング本部は、以下の機関の職員により構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 愛媛県 ② 伊方町 ③ 八幡浜市 ④ 四国電力株式会社 <p>愛媛県モニタリング本部は、EMC設置時にEMCに再編されるものとする。</p> <p>なお、EMCの設置には至らず、緊急時モニタリングの必要性がなくなったと判断されたときは、愛媛県モニタリング本部を廃止する。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制</p> <p>ア 施設敷地緊急事態に至った際に、国は、オフサイトセンター（以下「OFC」という。）及び愛媛県原子力センター等にEMCを設置する。</p> <p>EMCは以下の機関の職員により構成する。（別添2参照：EMCの構成図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国 ② 愛媛県 ③ 重点市町 ④ 山口県 ⑤ 四国電力株式会社 	<p>誤記の訂正</p>
--	--	--------------

<p>⑥ 関係指定公共機関（<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>及び<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>）</p> <p>⑦ その他応援機関等（民間機関等）</p> <p>イ EMCは次の組織で活動する。なお、センター長は原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長が務め、センター長が不在の間は、上席放射線防災専門官（伊方担当）、愛媛県原子力センター所長等の緊急時モニタリングを指示できる職員（以下「上席放射線防災専門官等」という。）の順で代行する。</p> <p>① センター長（原子力規制庁）</p> <p>② センター長代理（上席放射線防災専門官等）</p> <p>③ 企画調整グループ（国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関等）</p> <p>④ 情報収集管理グループ（国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関等）</p> <p>⑤ 測定分析担当（国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関等）</p> <p>4 緊急時モニタリング等の体制の整備</p> <p>（1）愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員の動員体制の整備</p> <p>ア 愛媛県は、愛媛県モニタリング本部及びEMCの業務に当たる人数について、「愛媛県緊急時モニタリング実施要</p>	<p>⑥ 関係指定公共機関（（独）放射線医学総合研究所及び（独）日本原子力研究開発機構）</p> <p>⑦ その他応援機関等（民間機関等）</p> <p>イ EMCは次の組織で活動する。なお、センター長は原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長が務め、センター長が不在の間は、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所長、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所長代理、愛媛県原子力センター所長等の緊急時モニタリングを指示できる職員（以下「モニタリング対策官等」という。）の順で代行する。</p> <p>① センター長（原子力規制庁）</p> <p>② センター長代理（モニタリング対策官等）</p> <p>③ 企画調整グループ（国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関等）</p> <p>④ 情報収集管理グループ（国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関等）</p> <p>⑤ 測定分析担当（国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関等）</p> <p>4 緊急時モニタリング等の体制の整備</p> <p>（1）愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員の動員体制の整備</p> <p>ア 愛媛県は、愛媛県モニタリング本部及びEMCの業務に当たる人数について、「愛媛県緊急時モニタリング実施要</p>	<p>機関名の修正</p> <p>職名の修正</p> <p>職名の修正</p> <p>職名の修正</p>
--	--	--

<p>領」において定める。</p> <p>イ 愛媛県は、愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員（以下「EMC等構成要員」という。）の動員体制について、EMC等構成要員の派遣元機関と調整し、派遣元機関別の人数を「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」において定める。</p> <p>ウ 愛媛県は、毎年度、人事異動等の状況を反映させた愛媛県内のEMC等構成要員の派遣元機関からEMC等構成要員のリストを収集する。</p> <p>エ 原子力規制委員会は、毎年度、人事異動等の状況を反映させたEMC構成要員のリストを収集し、各派遣元機関と共有する。</p> <p>オ 国及び愛媛県は、EMC等構成要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。</p> <p>カ EMCは、状況に応じて追加の要員を動員する必要がある場合は、緊急時対応センター（ERC:Emergency Response Center（以下「ERC」という。））に必要な追加要員の動員を要請する。</p> <p>（2）モニタリング資機材等の整備・維持管理</p> <p>ア 愛媛県は、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器、環境試料分析装置、携帯電話等の通信機器及び防護用資機材の整備を行う。なお、平常時から定期的な校正やクロスチェック等を実施し利用可能な状態に維持する。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの資機材の動</p>	<p>領」において定める。</p> <p>イ 愛媛県は、愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員（以下「EMC等構成要員」という。）の動員体制について、EMC等構成要員の派遣元機関と調整し、派遣元機関別の人数を「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」において定める。</p> <p>ウ 愛媛県は、毎年度、人事異動等の状況を反映させた愛媛県内のEMC等構成要員の派遣元機関からEMC等構成要員のリストを収集する。</p> <p>エ 原子力規制委員会は、毎年度、人事異動等の状況を反映させたEMC構成要員のリストを収集し、各派遣元機関と共有する。</p> <p>オ 国及び愛媛県は、EMC等構成要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。</p> <p>カ EMCは、状況に応じて追加の要員を動員する必要がある場合は、緊急時対応センター（ERC:Emergency Response Center（以下「ERC」という。））に必要な追加要員の動員を要請する。</p> <p>（2）モニタリング資機材等の整備・維持管理</p> <p>ア 愛媛県は、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器、環境試料分析装置、携帯電話等の通信機器及び防護用資機材の整備を行う。なお、平常時から定期的な校正やクロスチェック等を実施し利用可能な状態に維持する。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの資機材の動</p>	
---	---	--

<p>員計画をあらかじめ定める。愛媛県は、国の整備する動員計画を参考にしつつ、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」において愛媛県の緊急時モニタリング資機材の動員計画を定め、常に最新の状態を保つ。</p> <p>ウ 国及び愛媛県は、持続可能なモニタリング体制を維持するため、愛媛県内で活動するEMC等構成要員の宿泊施設や活動に必要な燃料を確保し、あらかじめ想定される物資（水・食料等）を備蓄する。</p> <p>エ EMCは、状況に応じて追加の資機材を動員する必要がある場合は、ERCに必要な追加資機材の動員を要請する。</p> <p>（3）緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備</p> <p>愛媛県は、（1）及び（2）のほか、空間放射線量率の測定や環境試料採取の候補地点等の緊急時モニタリングを実施するうえで必要な関連情報・資料について、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に添付し、定期的に見直しを図る。</p> <p>（4）平常時における環境放射線モニタリングの実施</p> <p>愛媛県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施し、測定結果を整理・保管しておくとともに、国及び四国電力株式会社と測定結果を共有する。</p> <p>（5）関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>ア 愛媛県は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、</p>	<p>員計画をあらかじめ定める。愛媛県は、国の整備する動員計画を参考にしつつ、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」において愛媛県の緊急時モニタリング資機材の動員計画を定め、常に最新の状態を保つ。</p> <p>ウ 国及び愛媛県は、持続可能なモニタリング体制を維持するため、愛媛県内で活動するEMC等構成要員の宿泊施設や活動に必要な燃料を確保し、あらかじめ想定される物資（水・食料等）を備蓄する。</p> <p>エ EMCは、状況に応じて追加の資機材を動員する必要がある場合は、ERCに必要な追加資機材の動員を要請する。</p> <p>（3）緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備</p> <p>愛媛県は、（1）及び（2）のほか、空間放射線量率の測定や環境試料採取の候補地点等の緊急時モニタリングを実施するうえで必要な関連情報・資料について、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に添付し、定期的に見直しを図る。</p> <p>（4）平常時における環境放射線モニタリングの実施</p> <p>愛媛県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施し、測定結果を整理・保管しておくとともに、国及び四国電力株式会社と測定結果を共有する。</p> <p>（5）関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>ア 愛媛県は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、</p>	
---	---	--

<p>上席放射線防災専門官（伊方担当）と定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。</p> <p>イ 愛媛県は、原子力規制庁、重点市町、山口県、四国電力株式会社、関係指定公共機関等EMC等構成要員の派遣元機関と平常時からの意見交換等を通じて緊密な連携を図るとともに、訓練及び研修等の実施を通じて、緊急時モニタリングに関する技術力の維持向上を図る。</p> <p>ウ 愛媛県は、EMC等構成要員の派遣元機関からEMC等へ派遣される要員の受け入れ体制を整備する。</p> <p>エ 愛媛県は、災害等の様々な要因によりEMC等構成要員若しくは資機材又は双方が不足する可能性を考慮し、警戒事態における緊急時モニタリングの準備等に支障がないよう、あらかじめ関係機関による支援体制等を確保する。</p> <p>5 協力要請</p> <p>(1) 愛媛県内の市町に対する協力要請</p> <p>愛媛県は、愛媛県内市町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。</p> <p>(2) 海洋モニタリング及び航空機モニタリングの協議</p> <p>EMCセンター長は、原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部に、海洋モニタリング及び航空機モニタリングの実施について、必要に応じて協議を行う。</p>	<p>地方放射線モニタリング対策官と定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。</p> <p>イ 愛媛県は、原子力規制庁、重点市町、山口県、四国電力株式会社、関係指定公共機関等EMC等構成要員の派遣元機関と平常時からの意見交換等を通じて緊密な連携を図るとともに、訓練及び研修等の実施を通じて、緊急時モニタリングに関する技術力の維持向上を図る。</p> <p>ウ 愛媛県は、EMC等構成要員の派遣元機関からEMC等へ派遣される要員の受け入れ体制を整備する。</p> <p>エ 愛媛県は、災害等の様々な要因によりEMC等構成要員若しくは資機材又は双方が不足する可能性を考慮し、警戒事態における緊急時モニタリングの準備等に支障がないよう、あらかじめ関係機関による支援体制等を確保する。</p> <p>5 協力要請</p> <p>(1) 愛媛県内の市町に対する協力要請</p> <p>愛媛県は、愛媛県内市町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。</p> <p>(2) 海洋モニタリング及び航空機モニタリングの協議</p> <p>EMCセンター長は、原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部に、海洋モニタリング及び航空機モニタリングの実施について、必要に応じて協議を行う。</p>	<p>職名の修正</p>
---	---	--------------

<p>6 緊急時等における対応</p> <p>(1) 情報収集事態における対応</p> <p>原子力規制委員会初動対応マニュアルで定める「情報収集事態」(愛媛県伊方町において震度5弱以上(愛媛県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く)の地震の発生を認知した場合等)に至った際には、愛媛県は、放射性物質の放出を検出することができるよう平常時のモニタリングを継続する。なお、愛媛県は、自然災害等の影響により固定観測局や<u>大気モニタ</u>等に異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。</p> <p>(2) 警戒事態における対応</p> <p>警戒事態に至った際には、愛媛県は、関係機関に対して出動の指示又は要請を行うとともに「愛媛県モニタリング本部」を設置し、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に定める平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。</p> <p>また、愛媛県は、<u>上席放射線防災専門官(伊方担当)</u>及びOFCに参集している要員と協力して、EMCの立上げに備え、通信機器等の稼働状況の確認や、あらかじめ準備した物資や宿泊施設の確認等、EMC構成機関の要員の受け入れ態勢の確保を行う。</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p>施設敷地緊急事態に至った際には、国は、OFC及び愛媛県原子力センター等にEMCを設置するとともに、必要に応じた要員数等の調整を開始する。国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関は、EMC構成要員の派遣及び</p>	<p>6 緊急時等における対応</p> <p>(1) 情報収集事態における対応</p> <p>原子力規制委員会初動対応マニュアルで定める「情報収集事態」(愛媛県伊方町において震度5弱以上(愛媛県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く)の地震の発生を認知した場合)に至った際には、愛媛県は、放射性物質の放出を検出することができるよう平常時のモニタリングを継続する。なお、愛媛県は、自然災害等の影響により固定観測局や大気中の放射性ヨウ素濃度測定器等に異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。</p> <p>(2) 警戒事態における対応</p> <p>警戒事態に至った際には、愛媛県は、関係機関に対して出動の指示又は要請を行うとともに「愛媛県モニタリング本部」を設置し、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に定める平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。</p> <p>また、愛媛県は、地方放射線モニタリング対策官及びOFCに参集している要員と協力して、EMCの立上げに備え、通信機器等の稼働状況の確認や、あらかじめ準備した物資や宿泊施設の確認等、EMC構成機関の要員の受け入れ態勢の確保を行う。</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p>施設敷地緊急事態に至った際には、国は、OFC及び愛媛県原子力センター等にEMCを設置するとともに、必要に応じた要員数等の調整を開始する。国、愛媛県、重点市町、山口県、四国電力株式会社及び関係指定公共機関は、EMC構成要員の派遣及び</p>	<p>原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合もあるため</p> <p>平成29年度に大気モニタ、ヨウ素サンプラを整備したため</p> <p>職名の修正</p>
--	---	---

資機材の提供を行う。

EMCは、緊急時モニタリングを速やかに開始する。

なお、愛媛県は、国が策定する「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの間は、愛媛県が定めた本計画及び「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に基づき、また、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、EMCの構成員として、緊急時モニタリングを実施する。

(4) 全面緊急事態における対応

全面緊急事態に至った際には、EMCは、施設敷地緊急事態における対応と同様に緊急時モニタリングを継続するとともに、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施する。

また、空間放射線量率の測定結果が飲食物に係るスクリーニング基準 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ (周辺線量当量率) を超える地域においては、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行う。

EMCは、事故の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、適宜緊急時モニタリング実施計画の改訂について原子力災害対策本部に提案する。

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施し、その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、線量測定の地点数

資機材の提供を行う。

EMCは、緊急時モニタリングを速やかに開始する。

なお、愛媛県は、国が策定する「緊急時モニタリング実施計画」が策定されるまでの間は、愛媛県が定めた本計画及び「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に基づき、また、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、EMCの構成員として、緊急時モニタリングを実施する。

(4) 全面緊急事態における対応

全面緊急事態に至った際には、EMCは、施設敷地緊急事態における対応と同様に緊急時モニタリングを継続するとともに、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施する。

また、空間放射線量率の測定結果が飲食物に係るスクリーニング基準 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ (周辺線量当量率) を超える地域においては、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行う。

EMCは、事故の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、適宜緊急時モニタリング実施計画の改訂について原子力災害対策本部に提案する。

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施し、その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、線量測定の地点数

<p>及び頻度、環境試料採取の対象範囲、試料数及び頻度並びに分析精度の向上等の見直しを実施するとともに、住民等の被ばく線量を推定する。</p> <p>なお、必要に応じて、緊急時モニタリング実施計画の改訂について、国に提案する。</p> <p>(6) 復旧期モニタリング</p> <p>復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在及び将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、長期的観点から見直しながら、空間放射線量率及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。</p> <p>7 モニタリング結果の確認及び公表</p> <p>(1) モニタリング結果の妥当性の確認</p> <p>緊急時モニタリング結果（警戒事態においては、強化された平常時モニタリングの結果。以下本項において同様。）については、EMC（警戒事態においては愛媛県モニタリング本部。以下本項において同様。）に集約し、EMCは、測定方法や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。</p> <p>妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、EMCから原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部のERC（警戒事態においては、愛媛県モニタリング本部から愛媛県災害警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）に、現地の情報を必要に応じて付与し報告する。</p>	<p>及び頻度、環境試料採取の対象範囲、試料数及び頻度並びに分析精度の向上等の見直しを実施するとともに、住民等の被ばく線量を推定する。</p> <p>なお、必要に応じて、緊急時モニタリング実施計画の改訂について、国に提案する。</p> <p>(6) 復旧期モニタリング</p> <p>復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在及び将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、長期的観点から見直しながら、空間放射線量率及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。</p> <p>7 モニタリング結果の確認及び公表</p> <p>(1) モニタリング結果の妥当性の確認</p> <p>緊急時モニタリング結果（警戒事態においては、強化された平常時モニタリングの結果。以下本項において同様。）については、EMC（警戒事態においては愛媛県モニタリング本部。以下本項において同様。）に集約し、EMCは、測定方法や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。</p> <p>妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、EMCから原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部のERC（警戒事態においては、愛媛県モニタリング本部から愛媛県災害警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）に、現地の情報を必要に応じて付与し報告する。</p>	
--	--	--

(2) モニタリング結果の公表

ア EMC設置前におけるモニタリング結果の公表

愛媛県モニタリング本部から報告を受けた愛媛県災害警戒本部は、ホームページ等でモニタリング結果等を速やかに公表する。

イ EMC設置後における緊急時モニタリング結果等の公表

原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部は、EMCから報告を受けた緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、愛媛県及び関係機関に報告するとともに、ホームページ等で公表する。

また、愛媛県は、原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部が解析・評価した結果について、関係市町と共有するとともに、必要に応じてホームページ等で公表する。

各本部の公表の際には、住民等にとって分かりやすい公表となるよう努める。

(2) モニタリング結果の公表

ア EMC設置前におけるモニタリング結果の公表

愛媛県モニタリング本部から報告を受けた愛媛県災害警戒本部は、ホームページ等でモニタリング結果等を速やかに公表する。

イ EMC設置後における緊急時モニタリング結果等の公表

原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部は、EMCから報告を受けた緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、愛媛県及び関係機関に報告するとともに、ホームページ等で公表する。

また、愛媛県は、原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部が解析・評価した結果について、関係市町と共有するとともに、必要に応じてホームページ等で公表する。

各本部の公表の際には、住民等にとって分かりやすい公表となるよう努める。

8 EMC構成要員の被ばく管理等

(1) EMC構成要員の安全確保

EMCセンター長は、EMC構成要員に対して、当該EMC構成要員の派遣元機関の安全確保に関する規定を遵守できるよう、当該機関と調整して緊急時モニタリングを実施させる。

(2) 被ばく管理

ア EMCセンター長は、EMC構成要員の派遣元機関と協

8 EMC構成要員の被ばく管理等

(1) EMC構成要員の安全確保

EMCセンター長は、EMC構成要員に対して、当該EMC構成要員の派遣元機関の安全確保に関する規定を遵守できるよう、当該機関と調整して緊急時モニタリングを実施させる。

(2) 被ばく管理

ア EMCセンター長は、EMC構成要員の派遣元機関と協

<p>力して適切にEMC構成要員の被ばく管理を行う。</p> <p>イ EMCセンター長は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動するEMC構成要員に個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の外部被ばく線量を記録するとともに、その結果をEMC構成要員の派遣元機関に通知する。また、EMC構成要員の派遣元機関は、EMCセンター長から通知された記録に基づき、EMCに派遣するEMC構成要員の被ばく線量を管理する。</p> <p>(3) 被ばく管理基準</p> <p>愛媛県のモニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等については愛媛県地域防災計画等で定め、その値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、EMC構成要員の派遣元機関はEMCセンター長の判断を参考に当該モニタリング要員に屋外の活動中止の指示等をするものとし、EMCセンター長からの判断が伝えられない場合であっても、EMC構成要員の派遣元機関又は当該モニタリング要員自身の判断により、直ちに活動を中止するものとする。</p> <p>(4) EMC構成要員の防護措置</p> <p>ア EMCセンター長は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、出勤時に防護服及び防護マスク等の着用又は携帯を指示する。</p> <p>イ EMCセンター長は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、安定ヨウ素剤を携行させるとともに、原子力災害対策本部等は</p>	<p>力して適切にEMC構成要員の被ばく管理を行う。</p> <p>イ EMCセンター長は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動するEMC構成要員に個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の外部被ばく線量を記録するとともに、その結果をEMC構成要員の派遣元機関に通知する。また、EMC構成要員の派遣元機関は、EMCセンター長から通知された記録に基づき、EMCに派遣するEMC構成要員の被ばく線量を管理する。</p> <p>(3) 被ばく管理基準</p> <p>愛媛県のモニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等については愛媛県地域防災計画等で定め、その値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、EMC構成要員の派遣元機関はEMCセンター長の判断を参考に当該モニタリング要員に屋外の活動中止の指示等をするものとし、EMCセンター長からの判断が伝えられない場合であっても、EMC構成要員の派遣元機関又は当該モニタリング要員自身の判断により、直ちに活動を中止するものとする。</p> <p>(4) EMC構成要員の防護措置</p> <p>ア EMCセンター長は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、出勤時に防護服及び防護マスク等の着用又は携帯を指示する。</p> <p>イ EMCセンター長は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、安定ヨウ素剤を携行させるとともに、原子力災害対策本部等は</p>	
--	--	--

<p>服用の指示を出す。</p> <p>9 その他</p> <p>原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、本計画を適宜改訂する。</p> <p>別添</p> <p>1 緊急時モニタリング体制の全体図</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態</p> <p>(2) 全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）</p> <p>(3) 全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）</p> <p>原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会、平成29年12月26日一部改訂）より抜粋</p> <p>2 緊急時モニタリング等の体制</p>	<p>服用の指示を出す。</p> <p>9 その他</p> <p>原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ、本計画を適宜改定する。</p> <p>別添</p> <p>1 緊急時モニタリング体制の全体図</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態</p> <p>(2) 全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）</p> <p>(3) 全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）</p> <p>原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会、平成28年12月7日一部改訂）より抜粋</p> <p>2 緊急時モニタリング等の体制</p>	<p>誤記修正</p> <p>※別添の図や表は変更なし</p> <p>最新版に修正 (図に変更はなし)</p>
---	--	---

3 EMCの構成図

3 EMCの構成図

緊急時モニタリング実施要領 新旧対照表

新	旧	備考
1 目的	1 目的	
2 定義	2 定義	
3 緊急時モニタリングの実施体制	3 緊急時モニタリングの実施体制	
3-1 情報収集事態	3-1 情報収集事態	
3-2 警戒事態	3-2 警戒事態	
3-2-1 愛媛県モニタリング本部の組織	3-2-1 愛媛県モニタリング本部の組織	
3-2-2 愛媛県モニタリング本部組織の業務内容及び設置場所	3-2-2 愛媛県モニタリング本部組織の業務内容及び設置場所	
3-3 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態	3-3 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態	
3-3-1 緊急時モニタリングセンター（EMC）の組織	3-3-1 緊急時モニタリングセンター（EMC）の組織	
3-3-2 EMC組織の業務内容及び設置場所	3-3-2 EMC組織の業務内容及び設置場所	
3-4 中期及び復旧期	3-4 中期及び復旧期	
3-5 原子力災害対策本部放射線班及びオフサイトセンター放射線班との関係	3-5 原子力災害対策本部放射線班及びオフサイトセンター放射線班との関係	
3-6 連絡系統図	3-6 連絡系統図	
3-7 愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員	3-7 愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員	
3-7-1 愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員の登録	3-7-1 愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員の登録	見出しの削除
3-8 モニタリング資機材	3-8 モニタリング資機材	
3-8-1 愛媛県及び四国電力の資機材	3-8-1 愛媛県及び四国電力の資機材	
3-8-2 国等から配備される人員・資機材	3-8-2 国等から配備される人員・資機材	
3-9 関連情報・資料の準備	3-9 関連情報・資料の準備	
4 緊急時モニタリングの実施	4 緊急時モニタリングの実施	
4-1 測定項目及び測定地点	4-1 測定地点及び測定項目	見出しの見直し
4-1-1 空間放射線量率	4-1-1 固定観測局	

<ul style="list-style-type: none"> 4-1-2 大気中放射性物質濃度 4-1-3 環境試料中放射性物質濃度 4-2 測定方法 4-3 緊急時モニタリングの段階的实施 4-4 緊急時モニタリングの対応 <ul style="list-style-type: none"> 4-4-1 情報収集事態 4-4-2 警戒事態 4-4-3 施設敷地緊急事態 4-4-4 全面緊急事態 4-4-5 中期モニタリングの対応 4-4-6 復旧期モニタリングの対応 5 モニタリング結果の取扱い <ul style="list-style-type: none"> 5-1 EMC設置以前の対応 5-2 EMC設置以降の対応 <ul style="list-style-type: none"> 5-2-1 測定結果の妥当性の確認 5-2-2 測定結果の報告・公表 6 モニタリング要員の被ばく管理及び防護措置 <ul style="list-style-type: none"> 6-1 被ばく管理方法 6-2 防護措置 6-3 安定ヨウ素剤の服用 6-4 退避指示 7 要領の見直し 8 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 4-1-2 可搬型モニタリングポスト 4-1-3 走行測定 4-1-4 サーベイメータ等 4-1-5 環境試料 4-2 測定方法 4-3 緊急時モニタリングの段階的实施 4-4 緊急時モニタリングの対応 <ul style="list-style-type: none"> 4-4-1 情報収集事態 4-4-2 警戒事態 4-4-3 施設敷地緊急事態 4-4-4 全面緊急事態 4-4-5 中期モニタリングの対応 4-4-6 復旧期モニタリングの対応 5 モニタリング結果の取扱い <ul style="list-style-type: none"> 5-1 EMC設置以前の対応 5-2 EMC設置以降の対応 <ul style="list-style-type: none"> 5-2-1 測定結果の妥当性の確認 5-2-2 測定結果の報告 公表 6 モニタリング要員の被ばく管理及び防護措置 <ul style="list-style-type: none"> 6-1 被ばく管理方法 6-2 防護措置 6-3 安定ヨウ素剤の服用 6-4 退避指示 7 要領の見直し 8 その他 	<p style="text-align: center; color: red;">修正</p>
--	--	---

<p>1 目的</p> <p>この要領は、「愛媛県緊急時モニタリング計画」に基づく緊急時モニタリング等の適切な実施に必要な事項を定める。</p> <p>2 定義</p> <p>この要領において使われる用語は下記のとおりとする。</p> <p>EMC (Emergency Radiological Monitoring Center) : 緊急時モニタリングセンター</p> <p>OFC (Offsite Center) : オフサイトセンター</p> <p>ERC (Emergency Response Center) : 緊急時対応センター</p> <p>PAZ (Precautionary Action Zone) : 予防的防護措置を準備する区域</p> <p>UPZ (Urgent Protective action planning Zone) : 緊急防護措置を準備する区域</p> <p>OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル</p> <p>EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル</p> <p>3 緊急時モニタリングの実施体制</p> <p>3-1 情報収集事態</p> <p>情報収集事態発生後の対応は、愛媛県原子力センターによるものとする。</p> <p>3-2 警戒事態</p> <p>3-2-1 愛媛県モニタリング本部の組織</p> <p>警戒事態発生後の対応は、愛媛県モニタリング本部によ</p>	<p>1 目的</p> <p>この要領は、「愛媛県緊急時モニタリング計画」に基づく緊急時モニタリング等の適切な実施に必要な事項を定める。</p> <p>2 定義</p> <p>この要領において使われる用語は下記のとおりとする。</p> <p>EMC (Emergency Radiological Monitoring Center) : 緊急時モニタリングセンター</p> <p>OFC (Offsite Center) : オフサイトセンター</p> <p>ERC (Emergency Response Center) : 緊急時対応センター</p> <p>PAZ (Precautionary Action Zone) : 予防的防護措置準備区域</p> <p>UPZ (Urgent Protective action planning Zone) : 緊急時防護措置準備区域</p> <p>OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル</p> <p>EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル</p> <p>3 緊急時モニタリングの実施体制</p> <p>3-1 情報収集事態</p> <p>情報収集事態発生後の対応は、愛媛県原子力センターによるものとする。</p> <p>3-2 警戒事態</p> <p>3-2-1 愛媛県モニタリング本部の組織</p> <p>警戒事態発生後の対応は、愛媛県モニタリング本部によ</p>	<p>地域防災計画に合わせた修正</p> <p>地域防災計画に合わせた修正</p>
---	--	---

るものとし、組織は次のとおりとする。

①

3-2-2 愛媛県モニタリング本部組織の業務内容及び 設置場所

愛媛県モニタリング本部組織は次のとおりとする。

- 愛媛県原子力センターに設置

②'

※連続して業務にあたる必要がある場合は、上表の要員による当直編制により対応する。

3-3 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態

3-3-1 EMCの組織

施設敷地緊急事態発生後から全面緊急事態の際の対応は、EMCによるものとし、組織は次のとおりとする。

③

3-3-2 EMC組織の業務内容及び設置場所

EMC組織は次のとおりとする。

- 愛媛県オフサイトセンターに設置

るものとし、組織は次のとおりとする。

①

3-2-2 愛媛県モニタリング本部組織の業務内容及び 設置場所

愛媛県モニタリング本部組織は次のとおりとする。

- 愛媛県原子力センターに設置

②

※連続して業務にあたる必要がある場合は、上表の要員による当直編制により対応する。

3-3 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態

3-3-1 EMCの組織

施設敷地緊急事態発生後から全面緊急事態の際の対応は、EMCによるものとし、組織は次のとおりとする。

③

3-3-2 EMC組織の業務内容及び設置場所

EMC組織は次のとおりとする。

- 愛媛県オフサイトセンターに設置

変更あり（別紙）

④'

※上表は、緊急事態対応の当直業務に必要な人数を示し、()内は当直交代要員を示す。

ただし、初動時には、()内の人数も対応にあたる。

- 愛媛県原子力センターに設置

⑤'

※連続して業務にあたる必要がある場合は、上表の要員による当直編制により対応する。

※測定分析担当の山口県グループ及び四国電力グループの構成等については、それぞれ山口県と四国電力が定める。

3-4 中期及び復旧期

中期及び復旧期の対応は、初期モニタリングの組織を引き継ぎ、必要に応じて修正しながら実施する。

3-5 原子力災害対策本部放射線班及びオフサイトセンター放射線班との関係

EMCは、ERC放射線担当又はERCチーム放射線班、OFC現地放射線担当又はOFC放射線班と綿密な連携の下、緊急時モニタリングを実施する。

④

※上表は、緊急事態対応の当直業務に必要な人数を示し、()内は当直交代要員を示す。

ただし、初動時には、()内の人数も対応にあたる。

- 愛媛県原子力センターに設置

⑤

※連続して業務にあたる必要がある場合は、上表の要員による当直編制により対応する。

※測定分析担当の山口県グループ及び四国電力グループの構成等については、それぞれ山口県と四国電力が定める。

3-4 中期及び復旧期

中期及び復旧期の対応は、初期モニタリングの組織を引き継ぎ、必要に応じて修正しながら実施する。

3-5 原子力災害対策本部放射線班及びオフサイトセンター放射線班との関係

EMCは、ERCチーム放射線班、OFC放射線班と綿密な連携の下、緊急時モニタリングを実施する。

変更あり (別紙)

変更あり (別紙)

記述の適正化

記述の適正化

⑥'

3-6 連絡系統図

緊急時モニタリングに関する連絡系統図は、下記のとおりとする。

(1) 情報収集事態

⑦'

(2) 警戒事態

⑧

(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態

⑨

3-7 愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員

愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員（以下「EMC等構成要員」という。）については、次のとおりとし、愛媛県は、毎年度、愛媛県内のEMC等構成要員の派遣元機関から各所属長の推薦により、要員リストを作成する。

⑥

3-6 連絡系統図

緊急時モニタリングに関する連絡系統図は、下記のとおりとする。

(1) 情報収集事態

⑦

(2) 警戒事態

⑧

(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態

⑨

3-7 愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員

3-7-1 愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員の登録

愛媛県モニタリング本部及びEMCの構成要員（以下「EMC等構成要員」という。）については、次のとおりとし、愛媛県は、毎年度、愛媛県内のEMC等構成要員の派遣元機関から各所属長の推薦により、要員リストを作成する。

変更あり（別紙）

変更あり（別紙）

見出しの削除

国は、国から派遣する要員を含め全てのEMC等構成要員のリストを作成し、EMCの関係者と共有する。

⑩

※上表は、当直交代要員を含めた人数を示す。なお、各派遣元機関は、必要に応じて派遣要員を交代させるものとする。

※上表以上の追加要員が必要な場合には、EMCがERCに動員を要請する。

※測定分析担当の山口県グループ及び四国電力グループの構成等については、それぞれ山口県と四国電力が定める。

3-8 モニタリング資機材

3-8-1 愛媛県及び四国電力の資機材

愛媛県及び四国電力は、モニタリングに必要な資機材のリストを作成し、常に最新の状態を保つ。

3-8-2 国等から配備される人員・資機材

EMCの運営及び緊急時モニタリング活動について、人員・資機材が不足する場合は、企画調整グループ企画班が必要数を取りまとめ、ERC放射線担当又はERCチーム放射線班へ動員を要請する。ERCは国の動員計画に基づき、EMCへ人員・資機材等を動員する。

3-9 関連情報・資料の準備

モニタリングの円滑な実施を図るため、次の関連情報・資料を整備する。

国は、国から派遣する要員を含め全てのEMC等構成要員のリストを作成し、EMCの関係者と共有する。

⑩

※上表は、当直交代要員を含めた人数を示す。なお、各派遣元機関は、必要に応じて派遣要員を交代させるものとする。

※上表以上の追加要員が必要な場合には、EMCがERCに動員を要請する。

※測定分析担当の山口県グループ及び四国電力グループの構成等については、それぞれ山口県と四国電力が定める。

3-8 モニタリング資機材

3-8-1 愛媛県及び四国電力の資機材

愛媛県及び四国電力は、モニタリングに必要な資機材のリストを作成し、常に最新の状態を保つ。

3-8-2 国等から配備される人員・資機材

EMCの運営及び緊急時モニタリング活動について、人員・資機材が不足する場合は、企画調整グループ企画班が必要数を取りまとめ、ERCチーム放射線班へ動員を要請する。ERCは国の動員計画に基づき、EMCへ人員・資機材等を動員する。

3-9 関連情報・資料の準備

モニタリングの円滑な実施を図るため、次の関連情報・資料を整備する。

記述の適正化

<p>(1) モニタリング地点</p> <p>ア 固定観測局（モニタリングステーション及びモニタリングポスト）</p> <p>イ 通信機能付き電子線量計</p> <p>ウ 大気中放射性物質濃度観測局</p> <p>エ 可搬型モニタリングポスト</p> <p>オ 積算線量計</p> <p>カ 走行測定</p> <p>キ 環境試料</p> <p>(2) モニタリング資機材</p> <p>(3) 放射線測定地点と避難等防護措置実施区域の関連付け</p> <p>(4) 原子力防災対策重点区域の範囲</p> <p>(5) 原子力防災対策重点区域の人口、世帯数</p> <p>(6) 原子力防災対策重点区域の飲料水の状況</p> <p>(7) 原子力防災対策重点区域の農畜林水産物の生産等の状況</p> <p>(8) 原子力防災対策重点区域の気象状況</p> <p>(9) 原子力防災対策重点区域の道路状況</p> <p>(10) 伊方発電所の概要</p> <p>(11) 報告様式</p> <p>4 緊急時モニタリングの実施</p> <p>4-1 測定項目及び測定地点</p> <p>4-1-1 空間放射線量率</p> <p>空間放射線量率は、原子力災害時に防護措置の判断材料となる重要な測定項目であり、モニタリングステーション、</p>	<p>(1) モニタリング地点図</p> <p>ア 固定観測局（モニタリングステーション及びモニタリングポスト）</p> <p>イ 固定観測局（通信機能付き電子線量計）</p> <p>ウ 可搬型モニタリングポスト</p> <p>エ 積算線量計</p> <p>オ 走行測定</p> <p>カ 環境試料</p> <p>(2) モニタリング資機材</p> <p>(3) 放射線測定地点と避難等防護措置実施地区の関連付け</p> <p>(4) 原子力防災対策重点区域の範囲</p> <p>(5) 原子力防災対策重点区域の人口、世帯数</p> <p>(6) 原子力防災対策重点区域の飲料水の状況</p> <p>(7) 原子力防災対策重点区域の農畜林水産物の生産等の状況</p> <p>(8) 原子力防災対策重点区域の気象状況</p> <p>(9) 原子力防災対策重点区域の道路状況</p> <p>(10) 伊方発電所の概要</p> <p>(11) 報告様式</p> <p>4 緊急時モニタリングの実施</p> <p>4-1 測定地点及び測定項目</p> <p>4-1-1 固定観測局</p>	<p>資料編と見出しの統一</p> <p>定義の変更</p> <p>機器整備のため項目追加</p> <p>資料編と見出しの統一</p> <p>見出しの見直し</p> <p>見出しの見直し</p>
--	--	---

モニタリングポスト、通信機能付き電子線量計、可搬型モニタリングポスト及びモニタリングカーによる測定を基本とする。

(1) 固定観測局等

固定観測局等とは、固定観測局、通信機能付き電子線量計及び可搬型モニタリングポストである。

愛媛県は、伊方発電所周辺のPAZにモニタリングステーション1局及びモニタリングポスト7局、UPZにモニタリングポスト12局並びに環境放射能水準調査用としてモニタリングポスト5局の合計25局を設置している。また、四国電力も同様に、PAZにモニタリングステーション1局及びモニタリングポスト10局並びにUPZにモニタリングポスト10局の合計21局を設置している。

通信機能付き電子線量計は、UPZに58局設置している。

可搬型モニタリングポストによる測定地点は、伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画（以下「調査計画」という。）において平常時モニタリング地点として定めているPAZ4地点、UPZ6地点及び松山市1地点の合計11地点から選定する。また、固定観測局及び通信機能付き電子線量計が、自然災害の影響等により作動していない地点及び原子力災害の状況に応じて空間放射線量率の把握が必要

固定観測局とは、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び通信機能付き電子線量計である。

愛媛県は、伊方発電所周辺のPAZにモニタリングステーション1局及びモニタリングポスト7局、UPZにモニタリングポスト12局並びに環境放射能水準調査用としてモニタリングポスト5局の合計25局を設置している。また、四国電力も同様に、PAZにモニタリングステーション1局及びモニタリングポスト10局並びにUPZにモニタリングポスト10局の合計21局を設置している。

通信機能付き電子線量計は、UPZに58局設置している。

※…モニタリングポストのうち、線量率測定器の他、気象要素、大気浮遊じんの連続測定器を備えている総合局をモニタリングステーションと定義する。

4-1-2 可搬型モニタリングポスト

可搬型モニタリングポストによる測定地点は、伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画（以下「調査計画」という。）において平常時モニタリング地点として定めているPAZ4地点、UPZ6地点及び松山市1地点の合計11地点から選定する。また、固定観測局が自然災害の影響等により作動していない地点及び原子力災害の状況に応じて空間線量率の把握が必要となる地点も追加する。

定義の変更

記述の適正化

記述の適正化

<p>となる地点も追加する。</p> <p>※ モニタリングポストのうち、線量率測定器の他、気象要素、大気浮遊じんの連続測定器を備えている総合局をモニタリングステーションと定義する。</p> <p>(2) モニタリングカー</p> <p>走行測定ルートは、調査計画において平常時モニタリングルートとして定めているPAZ及びUPZを走行する直線状1ルート、UPZを走行する円弧状2ルート及び放射状2ルートの合計5ルートから選定する。また、原子力災害の状況に応じて、空間放射線量率の把握が必要となるルートも追加する。</p> <p>(3) サーベイメータ等</p> <p>固定観測局等による連続測定を第一とするが、これらの機器の故障時等においては、必要に応じて設置地点で測定を実施する。また、原子力災害の状況に応じて空間放射線量率の把握が必要となる地点も追加する。</p> <p>4-1-2 大気中放射性物質濃度</p> <p>大気中放射性物質濃度は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集及び住民等と環境への放射線影響の評価材料となり、大気モニタ及びヨウ素モニタによる連続測定を基本とする。</p> <p>(1) 大気モニタ</p> <p>PAZのモニタリングステーション1局、UPZにモニタリングポスト（四国電力の設置分も含む。）16局、電子線量計5局及び原子力センター1局の合計23局に設置してい</p>	<p>4-1-3 走行測定</p> <p>走行測定ルートは、調査計画において平常時モニタリングルートとして定めているPAZ及びUPZを走行する直線状1ルート、UPZを走行する円弧状2ルート及び放射状2ルートの合計5ルートから選定する。また、原子力災害の状況に応じて、空間線量率の把握が必要となるルートも追加する。</p> <p>4-1-4 サーベイメータ等</p> <p>固定観測局及び可搬型モニタリングポストによる連続測定を第一とするが、これらの機器の故障時等においては、必要に応じて設置地点で測定を実施する。また、原子力災害の状況に応じて空間線量率の把握が必要となる地点も追加する。</p>	<p>見出しの見直し</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>機器整備のため項目追加</p>
--	---	---

<p>る。</p> <p>(2) ヨウ素モニタ PAZのモニタリングステーション1局に設置している。</p> <p>(3) ヨウ素サンプラ UPZのモニタリングポスト（四国電力の設置分も含む。）5局、電子線量計1局及び原子力センター1局の合計7局に設置している。</p> <p>4-1-3 環境試料中放射性物質濃度 環境試料中放射性物質濃度は、環境への放射線影響の評価材料や沈着した放射性物質の拡がりの確認等、試料ごとに測定目的が異なる。</p> <p>固定観測局及び通信機能付き電子線量計近辺等において、あらかじめ調査した環境試料の採取地点から選定する。また、原子力災害の状況に応じて環境試料の採取が必要となる地点も追加する。</p> <p>4-2 測定方法 測定方法は特に定めのない事項については、「放射能測定法シリーズ」又は平常時モニタリングにおける測定方法に準じて行い、測定機器等は次のとおりとする。</p> <p>また、測定データについては、関係者間での共有及び公表を迅速に行う情報共有システムに集約される。</p>	<p>4-1-5 環境試料</p> <p>固定観測局近辺等において、あらかじめ調査した環境試料の採取地点から選定する。また、原子力災害の状況に応じて環境試料の採取が必要となる地点も追加する。</p> <p>4-2 測定方法 測定方法は特に定めのない事項については、『環境放射線モニタリング指針』（旧原子力安全委員会）又は平常時モニタリングにおける測定方法に準じて行い、測定機器等は次のとおりとする。</p> <p>また、測定データについては、関係者間での共有及び公表を迅速に行う「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（以下「情報共有システム」という。）」に集約される。</p>	<p>見出しの見直し</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
---	---	--

11'

4-3 緊急時モニタリングの段階的实施

防護措置を効果的に実施する判断材料を得るため、次によりモニタリングを段階的に実施する。

12'

4-4 緊急時モニタリングの対応

4-4-1 情報収集事態

情報収集事態における環境放射線モニタリングは、平常時モニタリングによる監視を継続する。

また、固定観測局及び通信機能付き電子線量計等の稼働状況について確認し、自然災害等の影響により異常がある場合には代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。

4-4-2 警戒事態

警戒事態においては、速やかに愛媛県モニタリング本部を設置し、施設敷地緊急事態に陥った場合に迅速に緊急時モニタリングに移行できるよう、平常時モニタリングの強化及び資機材の準備を行う。

(1) 固定観測局の監視強化

固定観測局による空間放射線量率（1分値の監視）及び気象観測の監視を強化する。

11

4-3 緊急時モニタリングの段階的实施

防護措置を効果的に実施する判断材料を得るため、次によりモニタリングを段階的に実施する。

12

4-4 緊急時モニタリングの対応

4-4-1 情報収集事態

情報収集事態における環境放射線モニタリングは、平常時モニタリングによる監視を継続する。

また、固定観測局及びヨウ素モニタ等の稼働状況について確認し、自然災害等の影響により異常がある場合には代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。

4-4-2 警戒事態

警戒事態においては、速やかに愛媛県モニタリング本部を設置し、施設敷地緊急事態に陥った場合に迅速に緊急時モニタリングに移行できるよう、平常時モニタリングの強化及び資機材の準備を行う。

(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストの監視強化

モニタリングステーション及びモニタリングポストによる空間線量率（1分値の監視）及び気象観測の監視を強化する。

変更あり（別紙）

変更あり（別紙）

記述の適正化

見出しの見直し

記述の適正化

<p>(2) 通信機能付き電子線量計の監視強化</p> <p>通信機能付き電子線量計による空間放射線量率の監視を強化する。</p> <p>(3) 可搬型モニタリングポストによる測定</p> <p>愛媛県モニタリング本部は、次の事項を優先して測定地点を選定し、指示を受けた測定分析チームは、点検後、測定個所に搬送して設置、空間放射線量率の連続測定を行う。</p> <p>ア 停電等で測定不能の固定観測局及び通信機能付き電子線量計のバックアップ</p> <p>イ 必要に応じ、本要領で定める設置候補地点のうち風下方向の地点</p> <p>(4) モニタリングカーによる測定の準備</p> <p>モニタリングカーの搭載機器を点検し、走行サーベいの準備を行うとともに、モニタリングルート上の交通情報を取得する。</p> <p>(5) 大気中放射性物質濃度の測定及び準備</p> <p>モニタリングステーションの大気モニタでの連続監視を強化する。</p> <p>また、モニタリングステーションのヨウ素モニタ並びにUPZに設置の大気モニタ及びヨウ素サンプラの起動準備を行う。</p> <p>(6) 放出源情報の収集</p> <p>四国電力から敷地内のモニタリング情報を含む放出源情報（敷地境界周辺のモニタリングポスト、排気筒モニタ及び放水口モニタの測定結果）及び敷</p>	<p>(2) 通信機能付き電子線量計の緊急時伝送開始</p> <p>通信機能付き電子線量計による空間線量率の緊急時伝送（2分間隔での伝送）を開始する。</p> <p>(3) 可搬型モニタリングポストによる測定</p> <p>愛媛県モニタリング本部は、次の事項を優先して測定地点を選定し、指示を受けた測定分析チームは、点検後、測定個所に搬送して設置、空間線量率の連続測定を行う。</p> <p>ア 停電等で測定不能の固定観測局のバックアップ</p> <p>イ 必要に応じ、本要領で定める設置候補地点のうち風下方向の地点</p> <p>(4) モニタリングカーによる測定の準備</p> <p>モニタリングカーの搭載機器を点検し、走行サーベいの準備を行うとともに、モニタリングルート上の交通情報を取得する。</p> <p>(5) 大気中放射性物質濃度の測定及び準備</p> <p>モニタリングステーションのダストモニタでの連続監視を強化する。</p> <p>また、モニタリングステーションのヨウ素モニタの点検を実施して測定準備を行う。</p> <p>(6) 放出源情報の収集</p> <p>四国電力から敷地内のモニタリング情報を含む放出源情報（敷地境界周辺のモニタリングポスト、排気筒モニタ及び放水口モニタの測定結果）及び敷</p>	<p>機器運用の変更 (常時2分間隔伝送)</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>表記の統一</p> <p>機器整備のため追記</p>
--	--	---

<p>地内気象情報を収集する。</p> <p>4-4-3 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態においては、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じていることから、国が速やかにEMCを設置して、緊急時モニタリングを開始する。</p> <p>P A Z内及び予防避難エリアの住民は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響等を回避するため、E A Lに基づき、避難準備等の防護措置を実施する。施設敷地緊急事態以降においては、U P Z内の住民の防護措置に資するよう、国が定める緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(1) 空間放射線量率の監視強化</p> <p>固定観測局及び通信機能付き電子線量計による監視強化を継続するとともに、さらに必要に応じて、可搬型モニタリングポストの配置の見直し、必要な移設等を行う。</p> <p>(2) 大気中放射性物質濃度の測定</p> <p>モニタリングステーションの大気モニタによる監視強化を継続するとともに、ヨウ素モニタを起動し、連続測定を開始する。また、U P Zに設置している大気モニタ及びヨウ素サンプラを起動し、連続測定及び試料連続採取を開始する。なお、周囲の放射線からの影響を排除して分析を行うため、大気モニタ、ヨウ素モニタ及びヨウ素サンプラによる採取</p>	<p>地内気象情報を収集する。</p> <p>4-4-3 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態においては、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じていることから、国が速やかにEMCを設置して、緊急時モニタリングを開始する。</p> <p>P A Z内及び予防避難エリアの住民は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響等を回避するため、E A Lに基づき、避難準備等の防護措置を実施する。施設敷地緊急事態以降においては、U P Z内の住民の防護措置に資するよう、原子力規制委員会が定める緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(1) 空間線量率の監視強化</p> <p>固定観測局による監視強化を継続するとともに、さらに必要に応じて、可搬型モニタリングポストの配置の見直し、必要な移設等を行う。</p> <p>(2) 大気中放射性物質濃度測定</p> <p>モニタリングステーションのダストモニタによる監視強化を継続するとともに、ヨウ素モニタを起動し、連続測定を開始する。なお、周囲の放射線からの影響を排除して分析を行うため、ヨウ素モニタ等による採取試料は要員の被ばく線量を考慮した上で現地から早期に回収し、原子力センター等で測定を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>表記の統一</p> <p>機器整備のため追記</p> <p>機器整備のため追記</p>
---	---	--

試料は要員の被ばく線量を考慮した上で現地から早期に回収し、原子力センター等で測定を行う。

また、必要に応じて、固定観測局の近辺等において、ローボリュームエアサンプラ等を用いて大気中の放射性ヨウ素等を採取し、原子力センター等で測定を行う。

なお、要員又は資機材の都合上、全ての地点で試料を採取できない場合には、優先順位を定めて実施する。

4-4-4 全面緊急事態

全面緊急事態に至った直後には、屋内退避している住民の避難や一時移転等の追加の防護措置を迅速に実施する必要があるため、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先する。なお、要員を現地に派遣する活動となる空間放射線量率測定及び大気中、環境試料中の放射性物質濃度測定は、伊方発電所の状況や固定観測局等の測定結果等を考慮し、モニタリング要員の放射線防護に注意して行う。

- (1) 空間放射線量率の監視強化（OIL 1、2のためのモニタリング）

固定観測局等による監視強化を継続するとともに、更に必要に応じてモニタリングカー又はサーベイメータ等を用いてモニタリングを実施する。

- (2) 大気中放射性物質濃度の測定

また、必要に応じて、固定観測局の近辺等において、ローボリュームエアサンプラ等を用いて大気中の放射性ヨウ素等を採取し、原子力センター等で測定を行う。

なお、要員又は資機材の都合上、全ての地点で試料を採取できない場合には、優先順位を定めて実施する。

4-4-4 全面緊急事態

全面緊急事態に至った直後には、屋内退避している住民の避難や一時移転等の追加の防護措置を迅速に実施する必要があるため、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先する。なお、要員を現地に派遣する活動となる空間線量率測定及び環境試料の放射性物質濃度測定は、伊方発電所の状況や固定観測局等の測定結果等を考慮し、モニタリング要員の放射線防護に注意して行う。

- (1) 空間線量率の監視強化（OIL 1、2のためのモニタリング）

固定観測局等による監視強化を継続するとともに、更に必要に応じてモニタリングカー又はサーベイメータ等を用いてモニタリングを実施する。

- (2) 環境試料の放射性物質濃度測定

記述の適正化

記述の適正化

見出しの見直し

<p>大気モニタ、ヨウ素モニタ及びヨウ素サンプラによる監視強化を継続する。なお、周囲の放射線からの影響を排除して分析を行うため、検体は要員の被ばく線量を考慮した上で現地から早期に回収し、原子力センター等で測定を行う。</p> <p>また、必要に応じて、固定観測局の近辺等において、ローボリュームエアサンプラ等を用いて大気中の放射性ヨウ素等を採取し、原子力センター等で測定を行う。</p> <p>(3) 環境試料中放射性物質濃度の測定</p> <p>ア 土壌の放射性物質濃度の測定</p> <p>地上に沈着した放射性物質の拡がりの確認とその核種組成の把握のため、O I L 2を超過した空間放射線量率が測定された固定観測局及び通信機能付き電子線量計近辺の土壌の採取・分析又は測定を速やかに実施する。</p> <p>イ 飲食物中の放射性物質濃度の測定</p> <p>・O I L 6に基づく飲食物中の放射性物質の検査開始前</p> <p>飲料水への放射性物質の影響を把握するため、放射性物質の放出が確認された場合には速やかに、P A Z及びU P Z内にある水源から供給される飲料水の採取・分析を行うこととし、主として汚染されるおそれのある上水道、簡易水道を対象に実施する。</p>	<p>ア 大気中放射性物質濃度の測定</p> <p>モニタリングステーションのダストモニタ、ヨウ素モニタによる監視強化を継続する。なお、周囲の放射線からの影響を排除して分析を行うため、検体は要員の被ばく線量を考慮した上で現地から早期に回収し、原子力センター等で測定を行う。</p> <p>また、必要に応じて、固定観測局の近辺等において、ローボリュームエアサンプラ等を用いて大気中の放射性ヨウ素等を採取し、原子力センター等で測定を行う。</p> <p>イ 土壌の放射性物質濃度の測定</p> <p>地上に沈着した放射性物質の拡がりの確認とその核種組成の把握のため、O I L 2を超過した空間線量率が測定された固定観測局近辺の土壌の採取・分析又は測定を速やかに実施する。</p> <p>ウ 飲食物中の放射性物質濃度の測定</p> <p>・O I L 6に基づく飲食物中の放射性物質の検査開始前</p> <p>飲料水への放射性物質の影響を把握するため、放射性物質の放出が確認された場合には速やかに、P A Z及びU P Z内にある水源から供給される飲料水の採取・分析を行うこととし、主として汚染されるおそれのある上水道、簡易水道を対象に実施する。</p>	<p>表記の統一、記述の適正化</p> <p>見出しの見直し</p> <p>記述の適正化</p>
---	---	--

<p>採取候補地点については、放出中はモニタリング要員の安全を確保する観点から蛇口水を、沈着後は浄水場等代表性があり、効率的に採取できる場所を選定することを原則とする。(資料編6(2)「飲料水の採取候補地点と固定観測局の関連付け」参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> • O I L 6に基づく飲食物中の放射性物質の検査 空間放射線量率の測定結果が飲食物に係るスクリーニング基準 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ (周辺線量当量率) を超える地域においては、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行う。 <p>ウ その他の環境試料の測定</p> <p>ア及びビイの環境試料の測定を優先するが、更に必要に応じてP A Z及びU P Z内のその他の環境試料についても採取・測定する。</p> <p>4-4-5 中期モニタリングの対応</p> <p>中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射線又は放射性物質の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく影響の評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、空間放射線量率測定の地点数及び頻度、環境試料採取の対象範囲、試料数及び頻度並びに分析精度の向上等の見直しを実施するとともに、住民等の被ばく線量を推定する。</p> <p>(1) 空間放射線量率の監視継続</p> <p>固定観測局等及びモニタリングカー又はサーベ</p>	<p>採取候補地点については、放出中はモニタリング要員の安全を確保する観点から蛇口水を、沈着後は浄水場等代表性があり、効率的に採取できる場所を選定することを原則とする。(資料編6(2)「飲料水の採取候補地点と固定観測局の関連付け」参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> • O I L 6に基づく飲食物中の放射性物質の検査 空間線量率の測定結果が飲食物に係るスクリーニング基準 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ (周辺線量当量率) を超える地域においては、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行う。 <p>エ その他の環境試料の測定</p> <p>ア～ウの環境試料の測定を優先するが、更に必要に応じてP A Z及びU P Z内のその他の環境試料についても採取・測定する。</p> <p>4-4-5 中期モニタリングの対応</p> <p>中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射線又は放射性物質の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく影響の評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、線量率測定の地点数及び頻度、環境試料採取の対象範囲、試料数及び頻度並びに分析精度の向上等の見直しを実施するとともに、住民等の被ばく線量を推定する。</p> <p>(1) 空間線量率の監視継続</p> <p>固定観測局、可搬型モニタリングポスト及びモニ</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
--	---	---

<p>イメータ等による監視を継続し、空間放射線量率の変動を把握する。</p> <p>(2) 放射性物質濃度測定強化</p> <p>平常時モニタリングで対象としている試料を含む多種類の環境試料について、測定対象とする核種を増やすなど、必要に応じてより詳細な放射性物質濃度測定を実施する。</p> <p>4-4-6 復旧期モニタリングの対応</p> <p>復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間放射線量率及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。</p> <p>復旧期モニタリングは、それまでに実施された緊急時モニタリングの結果、伊方原子力発電所の事故形態及び復旧状況等を踏まえ、計画を改訂する。</p> <p>5 モニタリング結果の取扱い</p> <p>5-1 EMC設置以前の対応</p> <p>測定結果については、測定法やデータ処理の不備、又は機器の異常等による不適切なデータの有無などを観点とした妥当性の確認を愛媛県モニタリング本部で行った後、愛媛県災害警戒本部に報告する。</p> <p>愛媛県モニタリング本部から報告を受けた愛媛県災害警戒本部は、ホームページ等でモニタリング結果等を速やかに公表する。</p>	<p>タリングカー等による監視を継続し、空間線量率の変動を把握する。</p> <p>(2) 放射性物質濃度測定強化</p> <p>平常時モニタリングで対象としている試料を含む多種類の環境試料について、測定対象とする核種を増やすなど、必要に応じてより詳細な放射性物質濃度測定を実施する。</p> <p>4-4-6 復旧期モニタリングの対応</p> <p>復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間線量率及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。</p> <p>復旧期モニタリングは、それまでに実施された緊急時モニタリングの結果、伊方原子力発電所の事故形態及び復旧状況等を踏まえ、計画を改訂する。</p> <p>5 モニタリング結果の取扱い</p> <p>5-1 EMC設置以前の対応</p> <p>測定結果については、測定法やデータ処理の不備、又は機器の異常等による不適切なデータの有無などを観点とした妥当性の確認を愛媛県モニタリング本部で行った後、愛媛県災害警戒本部に報告する。</p> <p>愛媛県モニタリング本部から報告を受けた愛媛県災害警戒本部は、ホームページ等でモニタリング結果等を速やかに公表する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
--	--	-----------------------------

<p>5-2 EMC設置以降の対応</p> <p>5-2-1 測定結果の妥当性の確認</p> <p>測定結果については、測定法やデータ処理の不備、又は機器の異常等による不適切なデータの有無などを観点とした妥当性の確認を、情報収集管理グループが行う。この際、データに疑義等が生じた場合、情報収集管理グループは、測定分析担当へ機器の確認や再測定の実施などを依頼する。</p> <p>妥当性が確認された測定結果は、ERC放射線担当又はERCチーム放射線班に送付する。</p> <p>また、EMC以外の機関が実施したモニタリング結果等は、ERC放射線担当又はERCチーム放射線班及びOFC現地放射線担当又はOFC放射線班から入手し、EMC内での情報共有に努める。</p> <p>5-2-2 測定結果の報告・公表</p> <p>緊急時モニタリング計画「7 モニタリング結果の報告・公表」において、原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部によるモニタリング結果の解析及び評価後に公表する。</p>	<p>5-2 EMC設置以降の対応</p> <p>5-2-1 測定結果の妥当性の確認</p> <p>測定結果については、測定法やデータ処理の不備、又は機器の異常等による不適切なデータの有無などを観点とした妥当性の確認を、情報収集管理グループが行う。この際、データに疑義等が生じた場合、情報収集管理グループは、測定分析担当へ機器の確認や再測定の実施などを依頼する。</p> <p>妥当性が確認された測定結果は、ERCチーム放射線班に送付する。</p> <p>また、EMC以外の機関が実施したモニタリング結果等は、ERCチーム放射線班及びOFC放射線班から入手し、EMC内での情報共有に努める。</p> <p>5-2-2 測定結果の報告・公表</p> <p>緊急時モニタリング計画「7 モニタリング結果の報告・公表」において、原子力事故合同対策本部又は原子力災害対策本部によるモニタリング結果の解析及び評価後に公表する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
<p>6 モニタリング要員の被ばく管理及び防護措置</p> <p>6-1 被ばく管理方法</p> <p>EMC測定分析担当総括・連絡班に安全管理責任者を置き、EMC測定分析担当測定・採取班員は、個人の被ばく線量を安全管理責任者に報告する。安全管理責任者は、要員の被ばく状況を取りまとめ、企画調整グループに報告することでE</p>	<p>6 モニタリング要員の被ばく管理及び防護措置</p> <p>6-1 被ばく管理方法</p> <p>測定分析担当総括・連絡班に安全管理責任者を置き、測定・採取班員は、個人の被ばく線量を安全管理責任者に報告する。安全管理責任者は、要員の被ばく状況を取りまとめ、企画調整グループに報告することでセンター長と情報を共有する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

MCセンター長と情報を共有する。

6-2 防護措置

EMCセンター長は、放射性物質による汚染又はその恐れがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、防護服、防護マスク等の着用を指示し、安全管理責任者を通じて各要員に伝達する。

また、企画調整グループは、個人の被ばく線量と、要員の派遣元機関が定める被ばく線量限度を考慮して指示書を作成し、安全管理責任者の確認を受ける。

6-3 安定ヨウ素剤の服用

安全管理責任者は、EMC測定分析担当測定・採取班の要員に安定ヨウ素剤を携行させる。服用については、ERCからの指示を受け、EMCセンター長が安全管理責任者を通じて各要員に伝達する。(服用の決定、方法等については、国の運用指針に従う。)

6-4 退避指示

EMCセンター長は、現地の状況を踏まえ、EMCの構成要員の安全確保が難しい状況に至った際又はその恐れがあると判断した場合は、EMC測定分析担当総括・連絡班を通じて緊急時モニタリング要員に対して活動の中止及び退避指示を出す。各要員は指示に従い、速やかに緊急時モニタリング活動を中止して退避する。

ただし、緊急時モニタリング要員自身が安全の確保が難し

6-2 防護措置

センター長は、放射性物質による汚染又はその恐れがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、防護服、防護マスク等の着用を指示し、安全管理責任者を通じて各要員に伝達する。

また、企画調整グループは、個人の被ばく線量と、要員の派遣元機関が定める被ばく線量限度を考慮して指示書を作成し、安全管理責任者の確認を受ける。

6-3 安定ヨウ素剤の服用

安全管理責任者は、測定分析担当測定・採取班の要員にヨウ素剤を携行させる。服用については、ERCからの指示を受け、センター長が安全管理責任者を通じて各要員に伝達する。(服用の決定、方法等については、国の運用指針に従う。)

6-4 退避指示

センター長は、現地の状況を踏まえ、EMC構成要員の安全確保が難しい状況に至った際又はその恐れがあると判断した場合は、測定分析担当総括・連絡班を通じて緊急時モニタリング要員に対して活動の中止及び退避指示を出す。各要員は指示に従い、速やかに緊急時モニタリング活動を中止して退避する。

ただし、緊急時モニタリング要員自身が安全の確保が難し

記述の適正化

記述の適正化

記述の適正化

記述の適正化

記述の適正化

記述の適正化

<p>いと判断した場合は、指示を待たずに速やかに退避し、その旨をEMC測定分析担当総括・連絡班へ伝える。</p> <p>なお、現地での判断を可能とするため、各測定チームに、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する事項について研修及び訓練を受けた要員を1名以上配置する。</p> <p>7 要領の見直し</p> <p>本要領は、測定技術の向上及び社会環境等の変化に対応し、随時見直しを行う。</p> <p>8 その他</p> <p>この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>いと判断した場合は、指示を待たずに速やかに退避し、その旨を総括・連絡班へ伝える。</p> <p>なお、現地での判断を可能とするため、各測定ユニットに、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する事項について研修及び訓練を受けた要員を1名以上配置する。</p> <p>7 要領の見直し</p> <p>本要領は、測定技術の向上及び社会環境等の変化に対応し、随時見直しを行う。</p> <p>8 その他</p> <p>この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
--	--	-----------------------------

(新) ②' 記述の適正化

組 織	業 務 内 容	人 数
愛媛県モニタリング 本部長	愛媛県モニタリング本部の総括・指揮をする。 愛媛県原子力センター所長が務める。 本部長不在時は、本部長補佐が代行する。	1
愛媛県モニタリング 本部長補佐	本部長の職務を補佐する。 愛媛県原子力センター原子力安全課長が務める。	1
企画・情報チーム	テレメータシステム等による固定観測局等の稼働状況の確認、 監視強化及び発電所情報の収集を行う。 愛媛県災害警戒本部との連絡窓口となる。 EMCの立上げ準備を行う。	7
測定分析チーム	自然災害等の影響により固定観測局及び通信機能付き電子線 量計に異常がある場合の修理等対応や可搬型モニタリングポ ストの設置及び測定を行う。 EMCの立上げ準備を行う。	5

(旧) ②

組 織	業 務 内 容	人 数
愛媛県モニタリング 本部長	愛媛県モニタリング本部の総括・指揮をする。 愛媛県原子力センター所長が務める。 本部長不在時は、本部長補佐が代行する。	1
愛媛県モニタリング 本部長補佐	本部長の職務を補佐する。 愛媛県原子力センター原子力安全課長が務める。	1
企画・情報チーム	テレメータシステムによる固定観測局の稼働状況の確認、監視 強化及び発電所情報の収集を行う。 愛媛県災害警戒本部との連絡窓口となる。 EMCの立上げ準備を行う。	7
測定分析チーム	自然災害等の影響により固定観測局に異常がある場合の修理 等対応や可搬型モニタリングポストの設置及び測定を行う。 EMCの立上げ準備を行う。	5

(新) ④' 組織の変更に伴う変更や記述の適正化等

組 織		業 務 内 容	人数	合計
EMCセンター長		センター長は、緊急時モニタリングの実施体制をとりまとめ、EMC構成要員の派遣元機関の個人被ばく線量限度等を定めた安全管理に関する規定等を考慮しながら緊急時モニタリング実施の全体指揮をとる。 原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長が務める。	1	1 (1)
企画調整 グループ	グループ長	EMC内の総括的業務を担うとともに、緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示の業務を行う。 原子力規制庁上席放射線防災専門官（伊方担当）が務める。	1	10 (5)
	グループ長補佐	グループ長を補佐する。 愛媛県原子力センター所長が務める。	1	
	企画班	○ 緊急時モニタリング実施計画案の修正 ○ 指示書・作業手順書の作成 ○ 緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 ○ E R C 放射線担当又はE R C チーム放射線班への動員要請リストの作成	4	
	総括・調整班	○ EMC構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集 ○ EMCのすべての文書の原本管理 ○ EMCの運営支援	4	
情報収集管理 グループ	グループ長	EMC内における情報の収集及び管理業務、緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等の業務、現地における緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（以下「情報共有システム」という。）の維持・異常対応等の業務を行う。 原子力規制庁上席放射線防災専門官（伊方担当）が務める。	1	12 (6)
	収集・確認班	○ 緊急時モニタリング又はプラントモニタリング結果の整理 ○ 緊急時モニタリング結果の関連情報の収集 ○ 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認及び再確認の指示 ○ モニタリング地点周辺状況・気象情報等の付与	3	
	連絡班	○ EMCの活動内容の記録 ○ E R C 放射線担当又はE R C チーム放射線班との情報伝達 ○ O F C 現地放射線担当又はO F C 放射線班との情報伝達 ○ EMC内の情報伝達 ○ オンサイトとの連絡調整	4	
	情報共有システム等の維持・管理班	○ 情報共有システム等の監視、維持、管理 ○ 固定観測局等との通信状況の監視・維持 （各テレメータシステムの維持管理を行う職員は、各システムの設置場所で監視を行う。） ○ 異常値への対応 ○ 緊急時モニタリング結果の修正	4	

(旧) ④

組	織	業 務 内 容	人数	合計
	EMCセンター長	センター長は、緊急時モニタリングの実施体制をとりまとめ、EMC構成要員の派遣元機関の個人被ばく線量限度等を定めた安全管理に関する規定等を考慮しながら緊急時モニタリング実施の全体指揮をとる。原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長が務める。	1	1 (1)
企画調整 グループ	グループ長	EMC内の総括的業務を担うとともに、緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示の業務を行う。愛媛地方放射線モニタリング対策官が務める。	1	10 (5)
	グループ長補佐	グループ長を補佐する。愛媛県原子力センター所長が務める。	1	
	企画班	○ 緊急時モニタリング実施計画案の修正 ○ 指示書・作業手順書の作成 ○ 緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 ○ ERCへの動員要請リストの作成	4	
	総括・調整班	○ EMC構成要員の派遣元機関が行うEMC構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集 ○ EMCのすべての文書の原本管理 ○ EMCの運営支援	4	
情報収集管理 グループ	グループ長	EMC内における情報の収集及び管理業務、緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等の業務、現地における緊急時モニタリング結果の情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）の維持・異常対応等の業務を行う。原子力規制庁監視情報課職員が務める。	1	12 (6)
	収集・確認班	○ 緊急時モニタリング結果の整理 ○ 緊急時モニタリング結果の関連情報の整理 ○ 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 ○ モニタリング地点周辺状況・気象情報等の付与 ○ 妥当性確認における再確認	3	
	連絡班	○ EMCの活動内容の記録 ○ ERCチーム放射線班との情報伝達 ○ OFC放射線班との情報伝達 ○ EMC内の情報伝達	4	
	情報共有システム等維持・管理班	○ 情報共有システム及びテレメータの監視・維持 ○ モニタリングポスト等の稼働状況の監視・維持（各テレメータシステムの維持管理をグループする職員は、各システムの設置場所で監視を行う。） ○ 異常値への対応	4	

(新) ⑤' 記述の適正化

組 織	業 務 内 容	人 数	
測定分析担当 (愛媛県グループ)	グループ長	企画調整グループで作成された指示書に基づき、測定対象範囲の測定業務を行う。 愛媛県原子力センター職員が務め、グループの安全管理責任者を兼ねる。	1
	総括・連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○ チーム編成 ○ 指示書の共有及び測定、分析の指示 ○ 緊急時モニタリングに伴う関連情報の取りまとめ及び情報収集管理グループへの報告 ○ 分析班の分析進捗状況確認 ○ 情報収集管理グループからの再確認依頼への対応 ○ 緊急時モニタリング要員及び資機材等の汚染管理 ○ 緊急時モニタリング要員の安全管理 	7
	測定・採取班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指示書に基づいた空間放射線量率の測定及び環境試料の採取の実施 ○ 空間放射線量率の測定結果等の報告 ○ 採取した環境試料の分析班への引き渡し 	30
	分析班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業場所及び測定器の汚染防止のための養生 ○ 環境試料の前処理 ○ 分析試料の測定及び測定結果の報告 ○ 分析進捗状況の報告 ○ 環境試料の保管 	10

(旧) ⑤

組 織	業 務 内 容	人 数	
測定分析担当 (愛媛県グループ)	グループ長	企画調整グループで作成された指示書に基づき、測定対象範囲の測定業務を行う。 愛媛県原子力センター職員が務め、グループの安全管理責任者を兼ねる。	1
	総括・連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 測定ユニット編成 ○ 指示書の共有及び測定・分析の指示 ○ 現地における緊急時モニタリングに伴う関連情報の取りまとめ及び情報収集管理グループへの報告 ○ 分析班の分析進捗状況確認 ○ 要員及び資機材の汚染管理及び除染措置 ○ 情報収集管理グループからの再確認依頼への対応 ○ 要員の安全管理（個人被ばく線量） 	7
	測定・採取班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指示書に基づいた空間線量率の測定及び環境試料の採取の実施 ○ 空間線量率の測定結果等の報告 ○ 採取した環境試料の分析班への引き渡し 	30
	分析班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業場所及び測定器の汚染防止のための養生 ○ 環境試料の前処理 ○ 分析試料の測定及び測定結果の報告 ○ 分析進捗状況の報告 ○ 環境試料の保管 	10

(新) ⑥' 記述の適正化

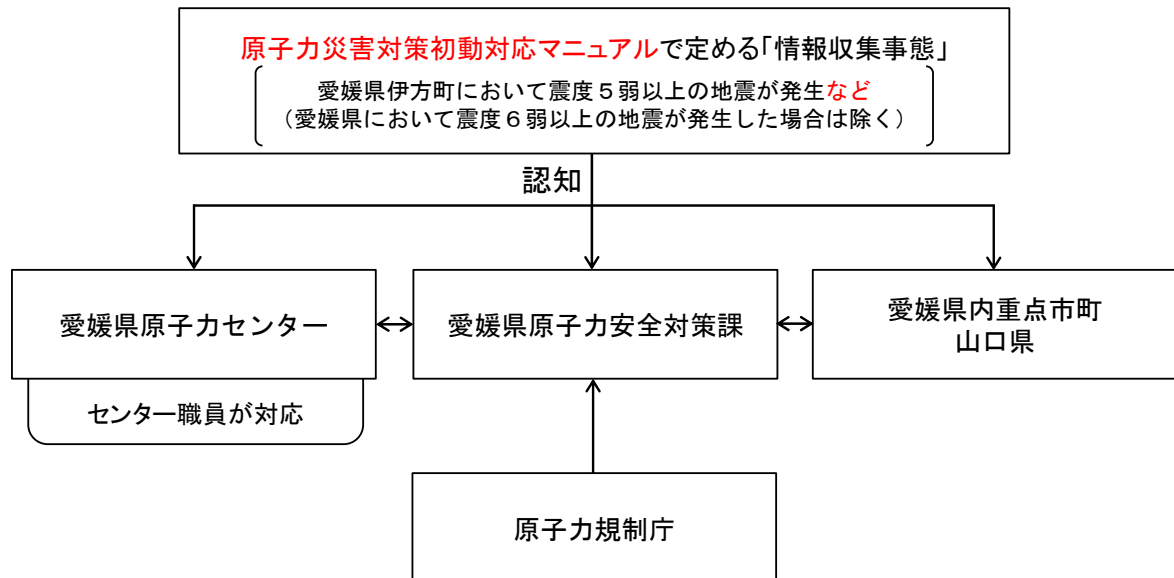
	EMC	OFC現地放射線担当 又は OFC放射線班	ERC放射線担当 又は ERCチーム放射線班
モニタリング の実施等	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング実施計画に基づく緊急時モニタリングの実施 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 緊急時モニタリング実施計画の改訂案の作成 ERCが航空機モニタリング等を実施する際の現地との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果の公表、関係者との共有 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング実施計画の作成・改訂 緊急時モニタリング結果の評価 緊急時モニタリング結果の公表、関係者との共有 緊急時モニタリングへの協力について、防衛省等関係者と調整 航空機モニタリング等の実施
防護措置の 実施等		<ul style="list-style-type: none"> 摂取制限等の実施に係る関係者との連絡調整 除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての必要な調整 	<ul style="list-style-type: none"> 避難及び摂取制限等の防護措置の実施の判断
その他		<ul style="list-style-type: none"> 合同対策協議会等関係する会議資料等の作成 地方気象台等から必要な情報を入手 	

(旧) ⑥

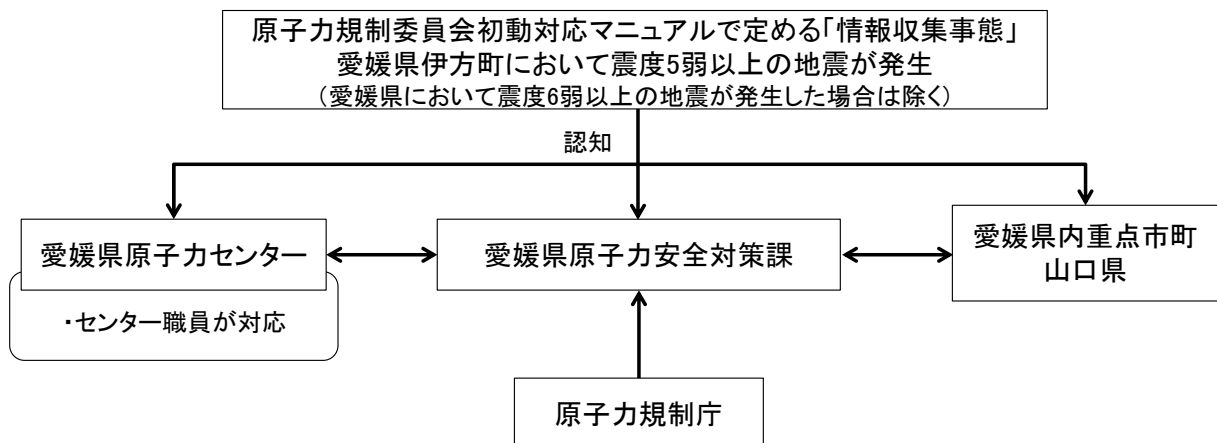
	EMC	OFC 放射線班	ERCチーム放射線班
モニタ リングの 実施等	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング実施計画に基づく緊急時モニタリングの実施 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 緊急時モニタリング実施計画の改訂案の作成 ERCが航空機モニタリング等を実施する際の現地との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果の公表、関係者との共有 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング実施計画の作成・改訂 緊急時モニタリング結果の評価 緊急時モニタリング結果の公表、関係者との共有 緊急時モニタリングへの協力について、防衛省等関係者と調整 航空機モニタリング等の実施
防護措置 の実施等		<ul style="list-style-type: none"> 摂取制限等の実施に係る関係者との連絡調整 除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての必要な調整 	<ul style="list-style-type: none"> 避難及び摂取制限等の防護措置の実施の判断
その他		<ul style="list-style-type: none"> 合同対策協議会等関係する会議資料等の作成 地方気象台等から必要な情報を入手 	

(新) ⑦' マニュアルの変更
記述の適正化

原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合もあるため



(旧) ⑦



(新) ⑪' 機器整備のため追記及び記述の適正化

測定項目	測定機器等	測定方法	情報共有システムへの伝送
空間放射線量率	モニタリングステーション及びモニタリングポスト (NaI(Tl)シンチレーション検出器、電離箱検出器)	連続測定	自動伝送
	通信機能付き電子線量計 (シリコン半導体検出器)	連続測定	自動伝送
	可搬型モニタリングポスト (NaI(Tl)シンチレーション検出器)	定点連続測定	自動伝送
	移動測定車 (NaI (Tl)シンチレーション検出器)、モニタリングカー (NaI(Tl)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器)	走行測定及び定点連続測定	手動伝送又は自動伝送
	電離箱式サーベイメータ、GM 管式サーベイメータ及びシンチレーション式サーベイメータ	定点測定	手動伝送
中性子線量率	中性子線サーベイメータ	定点測定	手動伝送
積算線量	積算線量計	定点測定	手動伝送
大気中放射性物質濃度 (ヨウ素)	モニタリングステーション (ヨウ素モニタ)	連続測定	自動伝送
	大気中放射性物質濃度観測局 (ヨウ素サンプラ)	定点での試料採取	手動伝送
	ローボリュームエアサンプラ、ハイボリュームエアサンプラ、ゲルマニウム半導体検出器、モニタリングカー (ダスト・ヨウ素測定装置)	定点での試料採取	手動伝送
大気中放射性物質濃度	モニタリングステーション及び大気中放射性物質濃度観測局 (大気モニタ)	連続測定	自動伝送
	ハイボリュームエアサンプラ、ゲルマニウム半導体検出器、モニタリングカー (ダスト・ヨウ素測定装置)	定点での試料採取	手動伝送
環境試料中放射性物質濃度	ゲルマニウム半導体検出器	定点での試料採取	手動伝送
気象情報	モニタリングステーション (雨量計、日射計、放射収支計、気圧計、温度計、湿度計)	連続測定	自動伝送
	モニタリングステーション、モニタリングポスト及び発電所気象観測局 (風向風速計、感雨計)	連続測定	自動伝送

(旧) ⑪

測定項目	測定機器等	測定方法	情報共有システムへの伝送
空間ガンマ線量率	モニタリングステーション及びモニタリングポスト (NaI(Tl)シンチレーション検出器、電離箱検出器)	連続測定	自動伝送
	通信機能付き電子線量計 (シリコン半導体検出器)	連続測定	自動伝送
	移動測定車 (NaI (Tl)シンチレーション検出器) 、モニタリングカー (NaI(Tl)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器)	走行測定及び定点連続測定	手動伝送又は自動伝送
	可搬型モニタリングポスト	定点連続測定	自動伝送
	電離箱式サーベイメータ、GM 管式サーベイメータ及びシンチレーション式サーベイメータ	定点測定	手動伝送
中性子線量率	中性子線サーベイメータ	定点測定	手動伝送
積算線量	積算線量計	定点測定	手動伝送
大気中放射性物質濃度 (ヨウ素)	モニタリングステーション (ヨウ素モニタ)	連続測定	自動伝送
	ローボリュームエアサンプラ、ハイボリュームエアサンプラ、ゲルマニウム半導体検出器、モニタリングカー (ダスト・ヨウ素測定装置)	定点での試料採取	手動伝送
大気中放射性物質濃度	モニタリングステーション (ダストモニタ)	連続測定	自動伝送
	ハイボリュームエアサンプラ、ゲルマニウム半導体検出器、モニタリングカー (ダスト・ヨウ素測定装置)	定点での試料採取	手動伝送
環境試料中放射性物質濃度	ゲルマニウム半導体検出器	定点での試料採取	手動伝送
気象情報	モニタリングステーション	連続測定	自動伝送
	発電所気象観測局	連続測定	自動伝送

(新) ⑫' 記述の適正化

緊急事態区分	モニタリングの目的	対応
情報収集事態	平常時モニタリングによる監視を継続するとともに、モニタリング機器の健全性を確認する。	平常時モニタリングの継続 〔固定観測局などの健全性について確認〕
警戒事態	原子力施設の異常の有無を確認するとともに、施設敷地緊急事態に陥った際に迅速に緊急時モニタリングに移行できるよう準備を行う。	平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備 可搬型モニタリングポストの設置
施設敷地緊急事態	放射性物質の予期せぬ放出を遅滞なく検出することを主眼に置いた環境放射線状況の情報収集、放射性物質の予期せぬ放出があった場合のO I Lに基づく防護措置実施の判断材料の提供及び住民等と環境への放射線影響の評価材料となる情報提供を行う。	緊急時モニタリングの実施
全面緊急事態	O I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料となる情報提供を行う。	

(旧) ⑫

緊急事態区分	モニタリングの目的	対応
情報収集事態	平常時モニタリングによる監視を継続するとともに、モニタリング機器の健全性を確認する。	平常時モニタリングの継続 〔固定観測局及び大気中の放射性ヨウ素濃度測定器等の健全性について確認〕
警戒事態	原子力施設の異常の有無を確認するとともに、施設敷地緊急事態に陥った際に迅速に緊急時モニタリングに移行できるよう準備を行う。	平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備 可搬型モニタリングポストの設置
施設敷地緊急事態	放射性物質の予期せぬ放出を遅滞なく検出することを主眼に置いた環境放射線状況の情報収集、放射性物質の予期せぬ放出があった場合のO I Lに基づく防護措置実施の判断材料の提供及び住民等と環境への放射線影響の評価材料となる情報提供を行う。	緊急時モニタリングの実施
全面緊急事態	O I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料となる情報提供を行う。	